

テスホールディングス株式会社
定 款

令和3年2月1日改正
平成30年9月28日改正
平成21年7月9日作成
平成21年7月9日会社設立

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、テスホールディングス株式会社と称し、英文では TESS Holdings Co., Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種産業工場、ビルディング、ホテル及びその他の施設の省エネルギー化を目的とする自家発電装置及びシステムそれに伴う電気配線・各種配管の診断・設計・施工
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の設置工事に関する調査・設計・施工及びコンサルティング業務
- (3) 熱電併給事業
- (4) 化石燃料の製造・加工・貯蔵・輸送・販売・仲介及び輸出入
- (5) バイオマス発電燃料に関する研究・技術開発・製造・加工・貯蔵・輸送・販売・仲介及び輸出入
- (6) 蒸気配管の設計・施工・販売及び据付工事
- (7) 省電力対策用機械（電力節減装置、ガス開閉装置、自動電力調整装置等）の設計・製造・計測・工事・施工及び販売
- (8) 省力化機械（冷却装置、加熱装置、搬送コンベアー装置等）の設計・製造及び販売
- (9) 太陽熱利用による省エネルギー製品の設計・施工・販売
- (10) 排熱利用による空調設備機器の設計・施工・販売
- (11) 消煙装置、排水処理装置、廃棄物処理装置その他公害防止機器の設計・製造及び販売
- (12) 地下水のボーリング工事並びに地下水利用による給排水・衛生設備工事及び附帯関連装置の設計・施工
- (13) 土木・建築工事業
- (14) 建築の設計並びに工事監理業
- (15) 電気事業及び電気事業に関するコンサルティング業務
- (16) 古物売買
- (17) 電気通信事業
- (18) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (19) 不動産の売買、賃貸、管理及びコンサルティング業務
- (20) 上記各号に附帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を 大阪市に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1億 2000 万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は 100 株とする。

第9条（単元未満株式の売渡請求）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第10条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 前条記載の売渡請求に関する権利

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月 30 日とする。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

第19条（員数）

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

第20条（選任方法）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開

始の時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役への委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第30条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 会計監査人

第32条（会計監査人の設置及び員数）

当会社には、会計監査人1名以上をおく。

第33条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会決議により選任する。

2 会計監査人は、その選任、解任、不再任又は辞任につき、株主総会において意見を述べることができる。

第34条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第35条（会計監査人の報酬）

会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、代表取締役が監査等委員会の同意によって定める。

第6章 計算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第37条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、定めることができる。

第38条（剰余金の配当の基準日）

当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

2 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

3 前各2項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

第39条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。